

# 福島海洋放出に反対する力を六ヶ所に向け

## 再処理工場の運転開始を阻止しよう

### 1. 六ヶ所再処理工場は動かせる状況にない

六ヶ所再処理工場は2020年7月に安全審査を通り、2022年度上期に完成しようとしている。すでに25回も完成延期をたどり、工事費だけで約3億円、総事業費で14兆円も費やしている。端的にはもんじゅの廃炉によって核燃料サイクルは終焉を迎えている。プルトニウムの唯一の使い道であるプルサーマルもわずか4基の原子炉で動いているだけであり、そのうち玄海3号と伊方3号ではフランス製造分を装荷し終わっている。また、六ヶ所再処理工場で製造する高レベルガラス固化体の行き場もなく、1990年代に受け入れた固化体はすでに1994年の安全協定で合意された保管期限最大50年を超過する見込みである。再処理工場はとても動かせる状況にはない。

### 2. 福島のトリチウム放出問題に照らしてみれば

それらに加えて、福島事故によってクローズアップされたトリチウムの海洋放出問題が鏡となって、六ヶ所の放射能放出問題が改めて映し出されるようになった。

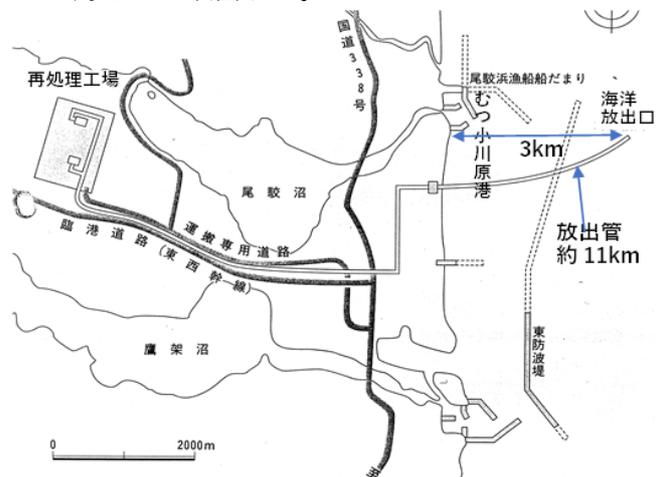
今年4月13日に政府は、トリチウム860兆Bq(ベクレル)(2020年1月時点)を含む処理水を海洋放出する方針を決定したが、その場合、国の濃度限度である6万Bq/ℓの40分の1以下に薄め、年に22兆Bq放出することになっている。それでもこの放出方針に対して強い反対が巻き起こり、東電ははまだこの計画の申請を規制委員会に提出できず、2023年春からの放出開始予定の目途は立っていない。このような反対の先頭に全国漁業協同組合連合会が立っており、今年6月23日の通常総会での特別決議において「今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない。JFグループは、これまで一貫して主張してきたとおり、全国の漁業者・国民の理解を得られないALPS処理水の海洋放出にあらためて断固反対する」との意思を表明した。福島での海洋放出をはるかに上回る六ヶ所での放出に対して、当然同じ意思が表明されるものと期待される。

### 3. 六ヶ所再処理工場でのトリチウム海洋放出

六ヶ所再処理工場には低レベル放射性廃液を貯蔵するタンクが4基あり、1基の容量は600m<sup>3</sup>で小学校の標準プール(360m<sup>3</sup>)の1.7倍ある。1基が満杯になると1時間に100m<sup>3</sup>の速度で6時間かけて、右図のように沖合3km深さ約50mの海底から放出する。

すでに実際に、2006～2009年度に行われたアクティブ試験では、放射能(ほぼトリチウム)合計2,100兆Bqが海洋放出されている。これは福島の860兆Bqの2.5倍に相当し、福島方式なら放出に32年×2.5=80年もかかる場所である。

このアクティブ試験での放出の典型的な場合が2007年10月の10回放出なので、それを具体的に見ておこう(次表)。毎回の汚染水放出量がほぼ600m<sup>3</sup>で、その中のトリチウムは10回分の平均で1回に52兆Bq、濃度は9,000万Bq/ℓ



「海洋放出管のあらまし」(日本原燃1994)に加筆

で国の濃度限度 6 万 Bq/ℓ の 1,500 倍、福島で採られている濃度限度の 6 万倍である。このような方式でこの 10 月だけで福島の 860 兆 Bq の 60% に当たる 520 兆 Bq が海洋に実際に放出されたのだ。

#### 4. 再処理の本格運転が始まると、 毎年福島の 11 倍を放出

再処理が実際に始まると、とてもこの程度では済まされない。年間約 800 トンの使用済燃料を再処理すると、年管理目標値 9,700 兆 Bq のトリチウムが毎年放出されることになる（以前は 18,000 兆 Bq だったが、せん断までの冷却期間が 4 年から 15 年に変更されたことにより縮小した）。実に福島の 860 兆 Bq の 11.3 倍に相当し、毎年福島事故が約 11 回起こるのに等しい。2007 年 10 月には平均で

六ヶ所再処理工場 アクティブ試験での実績(2007年10月)

放出日	放出量 (m <sup>3</sup> )	トリチウム (Bq)	ヨウ素129 (Bq)
10月2日	584.8	9.9×10 <sup>13</sup>	4.1×10 <sup>5</sup>
10月4日	585.3	8.5×10 <sup>13</sup>	5.6×10 <sup>5</sup>
10月6日	586.4	8.3×10 <sup>13</sup>	ND
10月11日	583.6	7.0×10 <sup>13</sup>	4.1×10 <sup>5</sup>
10月13日	586.2	5.0×10 <sup>13</sup>	3.6×10 <sup>5</sup>
10月17日	575.1	2.4×10 <sup>10</sup>	ND
10月18日	586.7	5.2×10 <sup>13</sup>	4.0×10 <sup>5</sup>
10月19日	543.4	5.2×10 <sup>13</sup>	5.1×10 <sup>5</sup>
10月27日	581.5	1.9×10 <sup>13</sup>	1.5×10 <sup>6</sup>
10月31日	585.5	1.3×10 <sup>13</sup>	3.3×10 <sup>6</sup>
10回平均	579.9	5.2×10 <sup>13</sup>	7.5×10 <sup>6</sup>
平均濃度 (Bq/ℓ)		9,000万	12.8
国の濃度限度 (Bq/ℓ)		6万	40

1 回に 52 兆 Bq が放出されているので、これを適用すると、年に 9,700 兆 Bq を放出するためには、2 日に 1 回の割合で毎回 600 m<sup>3</sup>・52 兆 Bq が放出されることになる。

#### 5. 濃度規制を守れば再処理自体が成り立たない

再処理に関しては、大気放出の場合は原発と同じ濃度規制が適用されているが、海洋放出に関しては濃度規制を取り払った特別な法規が適用されている。もし仮に国の濃度規制が適用されれば、前記のように濃度が 1,500 分の 1 になるよう海水で薄めなければならない。そうすると体積が 1,500 倍になるので、6 時間が 9,000 時間(375 日)となる。まして福島並みの濃度に抑えた場合はさらに 40 倍の 41 年もかかってしまう。いくら 6 時間に限らず休みなく放出したとしても、敷地内が廃液だらけになってしまい、とても再処理は成り立たない。だからこそ、濃度規制を取り払い、人々に犠牲を押し付ける方式を選んだに違いない。

このような方式はトリチウムの海洋放出に限られていない。日本原燃の事業変更許可申請書 添付 7 (平成 31(2019)年 3 月 8 日、p.7-4-2) には次のように記述されている。「希ガス、炭素-14 及びトリチウムについては、環境での拡散効果が大きく、周辺環境への蓄積が少ないとともに、生体に対する濃縮効果が少ないため、それらの環境への放出による線量への影響は小さい。また、希ガス、炭素-14 及びトリチウムの回収・固定化、貯蔵保管については、実用段階において総合的に実証された技術は確立されていない」。この記述は 1991 年 7 月の申請書から変わっていない。お金のかかる技術開発を怠って、人々に犠牲を強いることで済まそうとするのは福島のトリチウムで見られる態度と共通である。

#### 6. 福島の海洋放出を阻止し、その力を集中して六ヶ所再処理を止めよう

まずは、福島の無謀な海洋放出方針に対し、県漁連、全漁連をバックアップし、福島の人たちと全国の人々の連携した力により、放出を実際に阻止しよう。さらにその連携した力を六ヶ所再処理に向け、海洋放出を許さず、それでもって再処理自体を阻止しよう。